

議案第 33 号

専決処分の承認について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定に基づき報告し、承認を求める。

平成 29 年 2 月 15 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市市長、副市長及び教育長の給料、旅費等に関する条例の一部を改正する条例

専決第27号

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、松阪市市長、副市長及び教育長の給料、旅費等に関する条例の一部を改正する条例について、下記のとおり専決処分する。

平成28年12月28日

松阪市長 竹 上 真 人

記

松阪市市長、副市長及び教育長の給料、旅費等に関する条例の一部を改正する  
条例

松阪市市長、副市長及び教育長の給料、旅費等に関する条例(平成17年松阪市条例第56号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(平成29年1月の市長及び副市長の給料の額の特例)

14 平成29年1月1日から同月31日までの間に支給する市長及び副市長の給料の額は、第2条の規定にかかわらず、同条に規定する額から、市長にあつては当該額の100分の10に相当する額を、副市長にあつては当該額の100分の5に相当する額を減じて得た額とする。

附 則

この条例は、平成29年1月1日から施行する。